

事業系一般廃棄物減量等計画指導要領

1. 目的

この指導要領は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例に基づき、増え続ける事業系一般廃棄物の排出事業者のうち大規模建築物を対象に、事業者処理責任の徹底を図り、廃棄物の発生を抑制し、資源物の分別を徹底することによる、減量、資源化及び適正処理についての指導・助言を行い、事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理を推進し、もって環境の保全に資することを目的とする。

2. 対象建築物

- (1) 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (2) 次に掲げる用途に供される建築物で延べ面積が3,000m²以上の建築物とする。
 - ア 興行場、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
 - イ 店舗又は事務所
 - ウ 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む）
 - エ ホテル又は旅館
 - オ その他市長が必要があると認めるもの

3. 所有者等の責務

建築物の所有者等は、廃棄物の分別排出等適正な処理を行い、減量、資源化及び適正処理を推進する総括的責務の遂行に努め、廃棄物管理責任者を選任し、第7号様式により市長に届出なければならない。

4. 占有者の義務

建築物の占有者は、建築物の所有者に協力するとともに、事業者自ら廃棄物の分別排出等適正な処理を行い、減量、資源化及び適正処理の推進に努めなければならない。

5. 廃棄物管理責任者

廃棄物管理責任者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理についての業務を担当し、減量計画書の作成を行い、当該建築物全体の事業系一般廃棄物についての責任者となる。

6. 減量計画書の提出

所有者等（廃棄物管理責任者）は、第8号様式に基づき、毎年度6月末日（平成20年度は9月末日）までに減量計画書を作成し、船橋市長に提出しなければならない。

7. 一時保管場所の確保

建築物の所有者又は占有者は、資源物と廃棄処分するごみを分別して保管できる場所を確保しなければならない。

8. 指導・助言の実施

市長は、所有者又は占有者から排出された減量計画書の内容を確認し、改善を要する事項があった場合は所有者又は占有者に対して、適宜、立入調査を行い、改善に必要な指導・助言を行う。改善が認められない場合は、文書により改善勧告を行う。

附 則

この要領は、平成5年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

第7号様式

廃棄物管理責任者選任等届出書

年 月 日

船橋市長 あて

建築物の所有者等 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第27条の規定により、廃棄物管理責任者を選任・変更しましたので、次のとおり届け出ます。

| | | |
|----------|----------|-------|
| 建築物の所在地 | 船橋市 | |
| 建築物の名称 | | |
| 建築物の用途 | | |
| 廃棄物管理責任者 | 住所 | |
| | 事業所名 | |
| | 役職及び氏名 | |
| | 電話番号 | |
| | 所有者等との関係 | |
| | 選任年月日 | 年 月 日 |
| | 前任者氏名 | |